

南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

平成31年4月1日 規則第1号

南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年南部箕蚊屋広域連合条例第2号）附則第1項に規定する規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。